

《釈文》

右者、金井宿問屋より内々二而相廻り申候所、四月十五日之夜  
酉之中刻、植栗村より請取、金井村へ送り申候

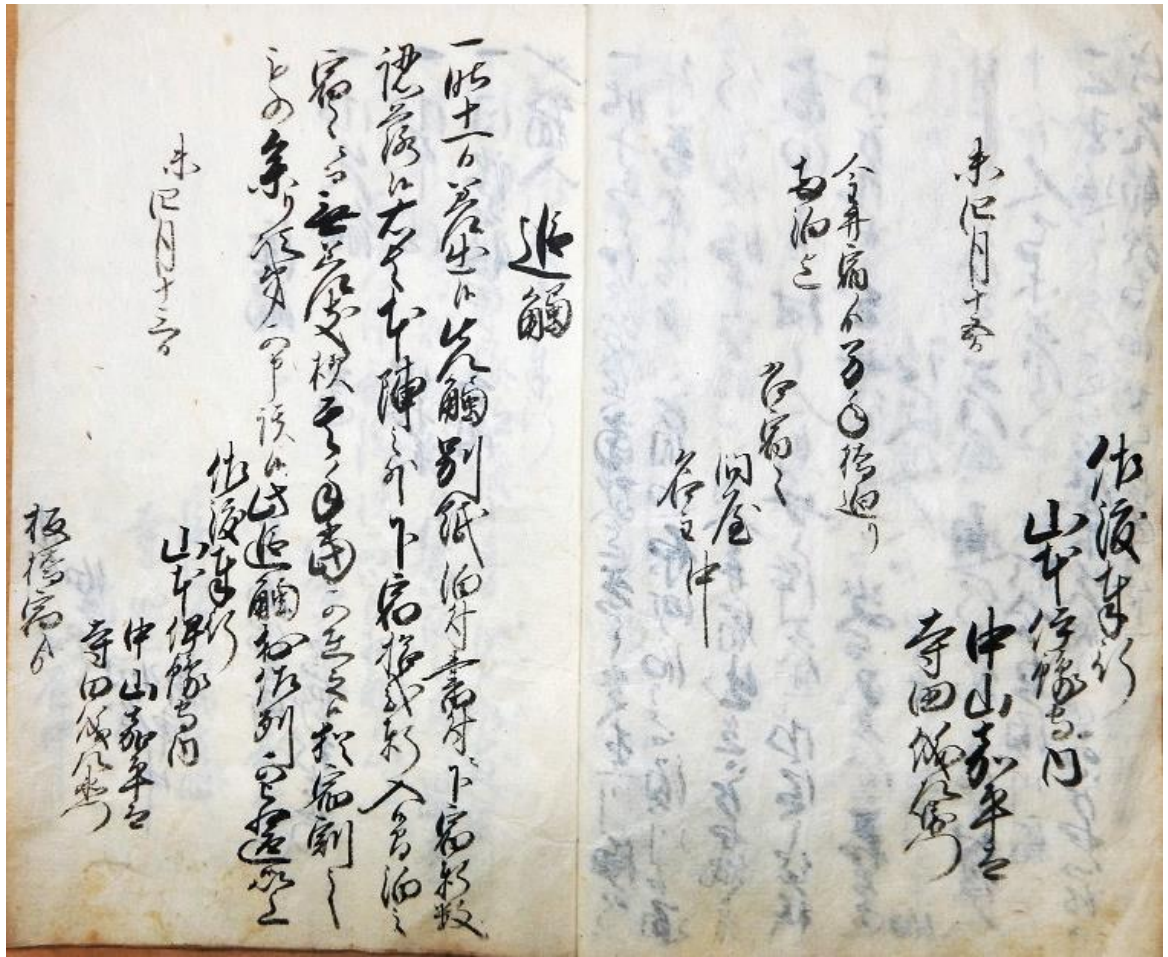
四月十六日朝、辰之下刻

御本紙御先觸

△一馬

△一人足

右者、山本伊豫守、佐州御役所江被相越候二付、  
 一昨十三日、江戸發足、当駅迄着之處、李川満水二  
 付、萬年橋通り被相廻、原町泊り二而、須川江通  
 行之積、明十六日明ヶ六ツ時、金井宿出立、被相越候間、  
 書面之通り、村々人馬無滞差出シ、御定之賃錢  
 可被請取候、尤無賃之人馬決而不差出、若間違  
 之筋茂候八、跡改役人江可申達候、且別昏泊  
 付書付差越候、差掛り通行之儀二候得者、村役人  
 申合、人馬等差支無之様頼入候、且須川宿与り  
 三国通者、先達而差出候先觸之通可被相心得候、  
 此先觸、於寺泊二可被相返候、以上



佐渡奉行

山本伊豫守内

未四月十五日

中山嘉平太  
寺田儀左衛門

金井宿より万年橋廻り

寺泊迄

右宿々

問屋

中

名主

追觸

一昨十一日、差出候先觸、別紙泊付書付二下宿軒数  
 認落候、右者、本陣之外、下宿拾貳軒入候間、泊之  
 宿々二而無差支様、其手当可在之候、猶宿割之  
 もの参り次第可申談候、此追觸、於佐州可被相返候、以上

佐渡奉行

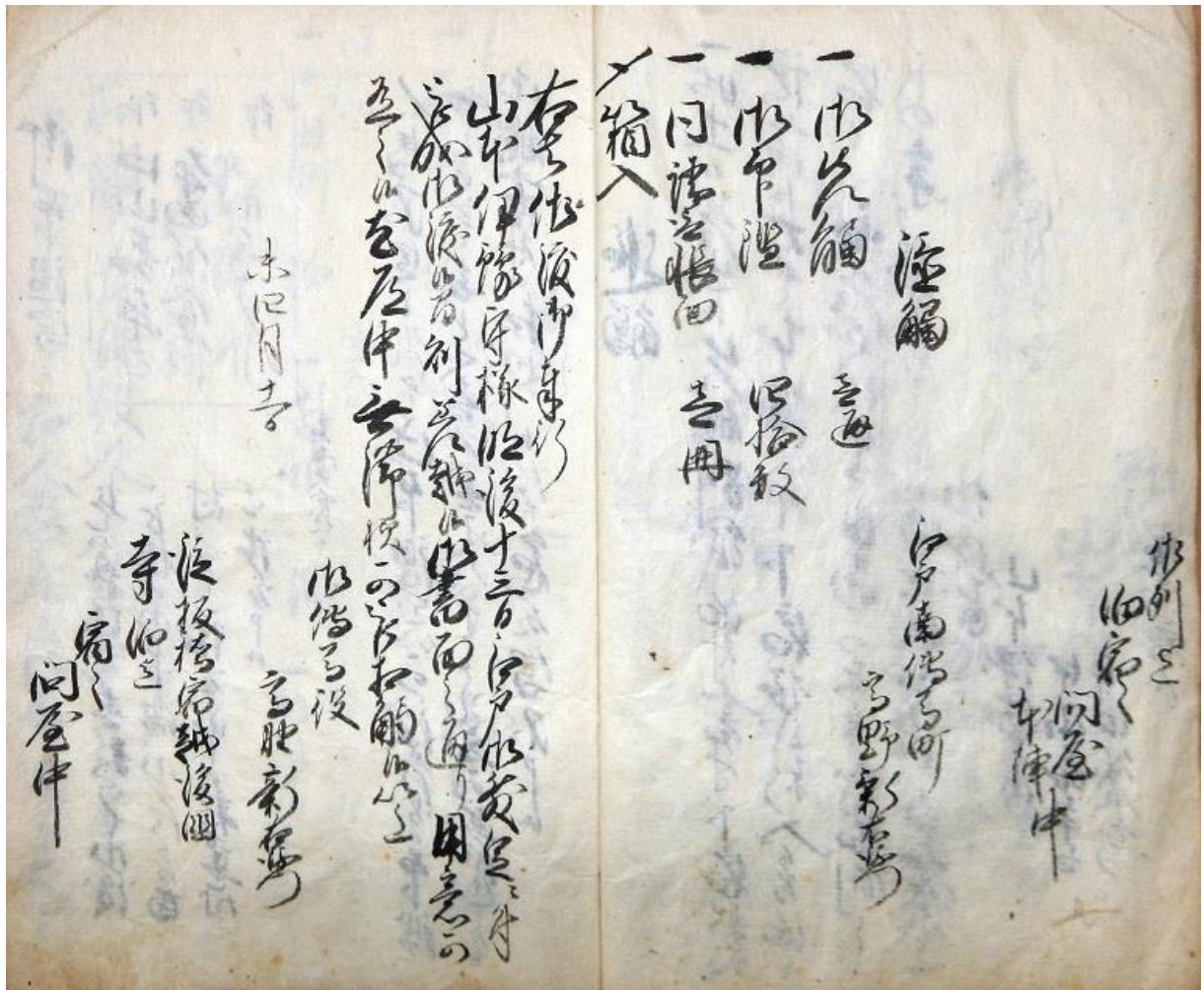
山本伊豫守内

未四月十三日

中山嘉平太  
寺田儀左衛門

板橋宿より





佐州迄

泊宿々

問屋

中

本陣

添觸

江戸南傳馬町

高野新右衛門

一 御先觸

吉通

一 御印鑑

四拾数枚

一 同請取帳面

吉冊

× 箱入

右者、佐渡御奉行

山本伊豫守様、明後十三日、江戸御發足二付、被成御渡候間、則差越候御書面之通り用意可有之候、尤道中無滞様可被相觸候、以上

御傳馬役

未四月十三日

高野新右衛門

從板橋宿、越後國

寺泊迄

宿々

問屋中

河平濫写

印 中山嘉平太  
 印 寺田儀左衛門  
 印 外二御吉人

是八繼場江吉数ツ、御渡  
 被遊候御印鑑二御座候間、當  
 村二者者、請取不申候、新卷村  
 二而請取申候

急故、失念仕候

人馬不足之節者、此印鑑を以可致差図候、印鑑  
 無之候而者、多とへ吉人・吉足た里とも不可差出之旨、  
 御觸書付相廻り候得共、急故写不申候

泊附

四月十六日 泊 一 須川 泊 一 浅貝 泊

四月十九日 泊 一 六日町 泊 一

本陣之外  
 下宿拾式ヶ所

右宿々本陣役人申合、下宿申付置、上下三拾人  
 餘之支度有之、右人数之外請負方之者六拾人

御印鑑写

印 中山嘉平太  
 印 寺田儀左衛門  
 印 外二御吉人

急故、失念仕候

人馬不足之節者、此印鑑を以可致差図候、印鑑  
 無之候而者、多とへ吉人・吉足た里とも不可差出之旨、  
 御觸書付相廻り候得共、急故写不申候

泊附

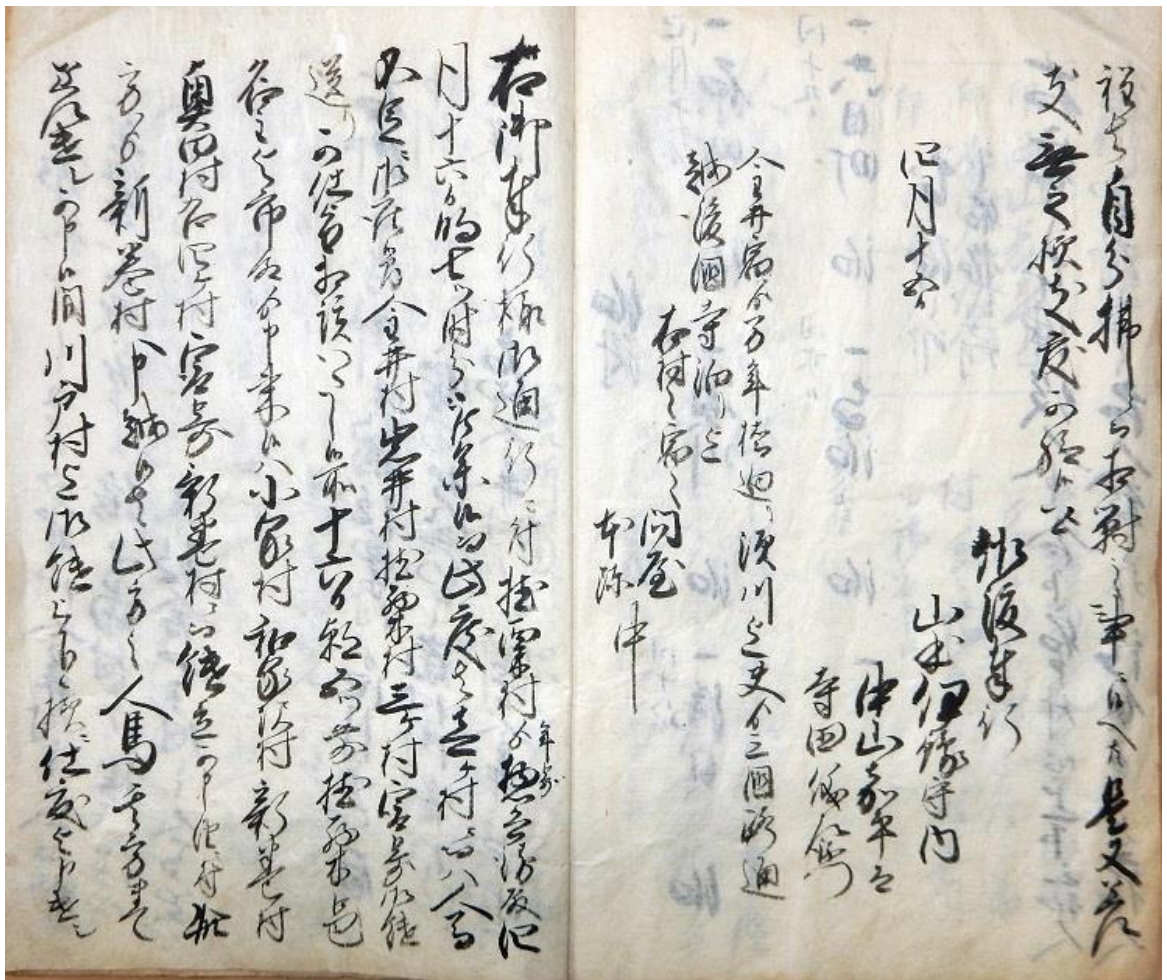
四月十六日 泊 一 須川 泊 一 浅貝 泊

同 十九日 泊 一 六日町 泊 一 寺 泊 泊 一

本陣之外  
 下宿拾式ヶ所

右宿々本陣役人申合、下宿申付置、上下三拾人  
 餘之支度有之、右人数之外請負方之者六拾人





程者、自分拂二而相對之事二候へ共、是又差支無之様支度可給候、以上

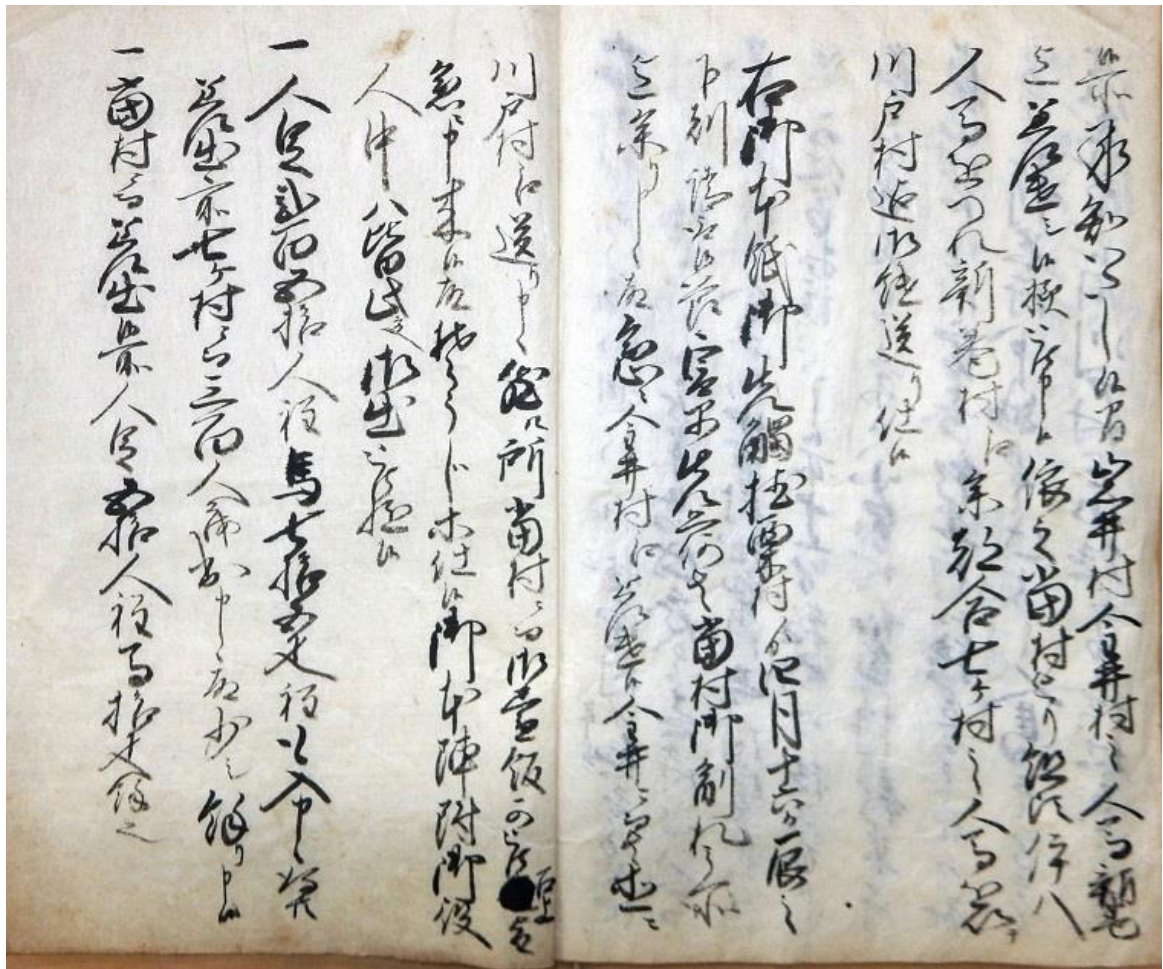
四月十五日  
佐渡奉行  
山本伊豫守内

中山嘉平太  
寺田儀左衛門  
金井宿より万年橋廻り須川迄、夫より三國路通

越後国寺泊り迄  
右村々宿々問屋

中  
本陣

右御奉行様御通行二付、植栗村より年寄惣兵衛殿、四月十六日明七ツ時分被参候而、此度者、吉ヶ村二而八人馬不足二御座候間、金井村・岩井村・植栗村三ヶ村最寄御継送り可仕旨相談いたし候所、十六日朝五ツ前、植栗邑名主与市殿より申来候八、小泉村・和泉沢村・新卷村・奥田村、右四ヶ村最寄新卷村二而継立可申由二付、此方より新卷村へ申越候者、此方之人馬、其方まで差遣シ可申候間、川戸村迄御継被下候様二仕度与申遣シ



承知了りし候所、岩井村・金井村之人馬、新巻  
 迄差遣し候様被申候、依之当村与り組頭伊八  
 人馬をつれ新巻村江参、都合七ヶ村之人馬を以テ  
 川戸村迄御継送り仕候

右御本紙御先觸、植栗村より四月十六日辰之  
 下刻、請取候節、最早先荷者、当村御制札之所  
 迄参り申候故、急二金井村江差遣候、金井二而者、直二  
 川戸村江送り申候、然儿所当村二而御昼飯可被召上旨  
 急二申来候故、楚うじ等仕候、御本陣附御役  
 人中八皆此方へ御出被遊候

川戸村江送りし候所、南村より山笠飯の召上旨  
 急二申来候故、楚うじ等仕候、御本陣附御役  
 人中八皆此方へ御出被遊候

一人足貳百五拾人程、馬七拾五疋程も入申候得共、  
 差出候所七ヶ村二而三百人茂出申候故、少シ餘り申候  
 一 当村二而差出候所、人足五拾人程・馬拾疋餘也

候所、承知いたし候間、岩井村・金井村之人馬、新巻  
 迄差遣シ候様被申候、依之当村与り組頭伊八  
 人馬をつれ新巻村江参、都合七ヶ村之人馬を以テ  
 川戸村迄御継送り仕候

右御本紙御先觸、植栗村より四月十六日辰之  
 下刻、請取候節、最早先荷者、当村御制札之所

迄参り申候故、急二金井村江差遣候、金井二而者、直二  
 川戸村江送り申候、然儿所当村二而御昼飯可被召上旨  
 急二申来候故、楚うじ等仕候、御本陣附御役  
 人中八皆此方へ御出被遊候

- 一 人足貳百五拾人程、馬七拾五疋程も入申候得共、  
差出候所七ヶ村二而三百人茂出申候故、少シ餘り申候
- 一 当村二而差出候所、人足五拾人程・馬拾疋餘也

《読み下し文》

右は、金井宿問屋より内々にて相廻り申し候所、四月十五日の夜酉の中刻、植栗村より請け取り、金井村へ送り申し候

四月十六日朝、辰の下刻

御本紙御先觸

△一馬

△一人足

右は、山本伊豫守、佐州御役所へ相越され候に付、一昨十三日、江戸發足の處、李川満水に付、萬年橋通り相廻られ、原町泊まりにて、須川へ通行の積もり、明十六日明け六ツ時、金井宿出立、相越され候間、書面の通り、村々人馬滞り無く差し出し、御定めの賃錢請け取られるべく候、尤も無賃の人馬決して差し出さず、若し間違いの筋も候はば、跡改め役人へ申し達すべく候、且つ別紙泊まり付け書き付け差し越し候、差し掛り通行の儀に候えば、村役人申し合わせ、人馬等差し支え之れ無き様頼み入り候、且つ須川宿より三国通りは、先達て差し出し候先触れの通り相心得らるべく候、此の先觸、寺泊に於いて相返さるべく候、以上

佐渡奉行

山本伊豫守内

未四月十一日

中山嘉平太

寺田儀左衛門

金井宿より万年橋廻り  
寺泊迄

右宿々

問屋

中

名主

追觸

一昨十一日、差し出し候先觸、別紙泊まり付け書き付けに下宿軒数認め落とし候、右は、本陣の外、下宿拾貳軒入り候間、泊まりの宿々にて差し支え無き様、其の手当て之れ在るべく候、猶宿割りのもの参り次第申し談すべく候、此の追觸佐州に於いて相返さるべく候、以上

佐渡奉行

山本伊豫守内

未四月十三日

中山嘉平太

寺田儀左衛門

板橋宿より

佐州迄

泊まり宿々

問屋

中

本陣



添觸

江戸南傳馬町

高野新右衛門

一 御先觸 壹通

一 御印鑑 四拾数

一 同請取帳面 壹冊

一 箱入り

右は、佐渡御奉行

山本伊豫守様、明後十二日、江戸御發足に付、

御渡し成られ候間、則差し越し候御書面の通り用意

之れ有るべく候、尤も道中滞り無き様相觸れらるべく候、以上

御傳馬役

未四月十一日

高野新右衛門

板橋宿從、越後國

寺泊迄

宿々

問屋中

御印鑑 写し

是は継ぎ場へ壹数ずつ御渡し

印 中山嘉平太

印 寺田儀左衛門

印 外に御吉人

遊ばされ候御印鑑に御座候間、當

村にては、請け取り申さず候、新巻村

にて請け取り申し候

一 急故、失念仕候

人馬不足の節は、此の印鑑を以て差し函致すべく候、印鑑之れ無く候ては、たとえ吉人・吉正たりとも差し出すべからざるの旨、御觸れ書き付け相廻り候えども、急故写し申さず候

泊まり付け

四月十六日

同十七日

同十八日

一 原町

泊 一 須川

泊 一 浅貝 泊

四月十九日

同廿日

一 六日町

泊 一 寺泊

泊 一

本陣の外

下宿拾貳か所

右宿々本陣役人申し合わせ、下宿申し付け置き、上下三拾人餘りの支度之れ有り、右人数の外請け負い方の者六拾人程は、自分拂いにて相對の事に候えども、是れ又差し支え之れ無き様支度給うべく候、以上

佐渡奉行

四月十五日

山本伊予守内

中山嘉平太

寺田儀左衛門

金井宿より万年橋廻り須川迄、夫れより三國路通り

越後國寺泊り迄



右村々宿々問屋

中

本陣

右御奉行様御通行に付、植栗村より年寄惣兵衛殿、四月十六日明け七ツ時分参られ候て、此の度は、吉か村にては人馬不足に御座候間、金井村・岩井村・植栗村三か村最寄御継ぎ送り仕るべき旨相談いたし候所、十六日朝五ツ前、植栗邑名主与市殿より申し来たり候は、小泉村・和泉沢村・新巻村・奥田村、右四か村最寄新巻村にて継ぎ立て申すべき由に付、此の方より新巻村へ申し越し候は、此の方の人馬、其の方まで差し遣わし申すべく候間、川戸村迄御継ぎ下され候様に仕り度と申し遣わし候所、承知いたし候間、岩井村・金井村の人馬、新巻迄差し遣わし候様申され候、之れに依り当村より組頭伊八、人馬をつれ新巻村へ参り、都合七か村の人馬を以て川戸村迄御継ぎ送り仕り候

右御本紙御先觸、植栗村より四月十六日辰の下刻、請け取り候節、最早先荷は当村御制札の所迄参り申し候故、急に金井村へ差し遣わし候、金井にては直に川戸村へ送り申し候、然る所当村にて御昼飯召し上がるべき旨急に申し来たり候故、そうじ等仕り候、御本陣付き御役人中は、皆此の方へ御出で遊ばされ候

一人足式百五拾人程、馬七拾五疋程も入り申し候えども、差し出し候所七か村にて三百人も出で申し候故、少し餘り申し候

一人当村にて差し出し候所、人足五拾人程・馬拾疋餘り也

《用語・人物・地名等》

- ①【辰ノ下刻…たつのげこく】午前八時二〇分〜午前九時の間、午前八時四〇分頃。
- ②【満水…まんすい】河川等が増水し、溢れる程になること。
- ③【原町…はらまち】吾妻郡の内。幕府領・簗本大久保氏領。中之条町西隣。現吾妻郡東吾妻町原町。
- ④【明け六ツ時…あけむつとき】午前六時頃。
- ⑤【滞り…とどこおり】支障。障害。争い。すつきりと事の運ばぬこと。
- ⑥【無賃之人馬…むちんのじんば】公用通行のため、宿場の無賃で使用することが認められた人馬。
- ⑦【差越す…さしこす】人や物品を送ってよこす。
- ⑧【差掛り…さしかかり】さしせまり。急に。急いで。さしあたり。
- ⑨【先達而…せんだつて】先頃。先日。
- ⑩【追触…おいぶれ】先触の出された後から内容の変更などを知らせるために追って出す触状。
- ⑪【認落…したためおとし】書き落とした。書き忘れた。
- ⑫【手当て…てあて】この場合、用意。準備。
- ⑬【申談…もうしだんず】相手と話し合う。談判する。
- ⑭【添触…そえぶれ】正規の発令者以外から発せられる指図や通達。
- ⑮【印鑑…いんかがみ】個人が所持・使用する印鑑を登録したもの。支配役所・関所等へ届出たもの。
- ⑯【伝馬役…てんまやく】道中伝馬役。幕府公用の人馬を出させる先触を司る役。家康の江戸入府の際にこの役に任命された馬込・高野・小宮の三氏が、江戸伝馬町に居住して世襲した役。この文書は、「高野新右衛門」
- ⑰【継場…つぎば】人馬を継立てる所。問屋場。宿場。宿駅。
- ⑱【新巻村…あらまきむら】吾妻郡の内。当時、旗本二氏の相給。奥田村の西隣。現吾妻郡東吾妻町新巻。

①9 【失念…しつねん】うっかり忘れること。

②0 【差図…さしず】指図。指示してさせること。言い付けてさせること。下知。指揮。命令。

②1 【植栗村…うえぐりむら】吾妻郡の内。当時、旗本土屋氏領。小泉村の西隣。現吾妻郡東吾妻町植栗。

②2 【明け七ツ時分…あけななつじぶん】午前四時頃。

②3 【金井村…かないむら】吾妻郡の内。当時、旗本保科氏領。岩井村の西隣。現吾妻郡東吾妻町金井。

②4 【岩井村…いわいむら】吾妻郡の内。当時、旗本保科氏領。植栗村の西隣。現吾妻郡東吾妻町岩井。

②5 【最寄…もより】すぐ近いあたり。てごか。付近。近辺。

②6 【継送り…つぎおくり】宿継ぎで送りとどけること。遞送。

②7 【朝五ツ前…あさいつつまえ】午前八時前。

②8 【小泉村…こいずみむら】吾妻郡の内。当時、旗本小栗氏領。泉沢村の西隣。現吾妻郡東吾妻町小泉。

②9 【和泉沢村…いずみさわむら】吾妻郡の内。当時、旗本朝比奈氏領。新巻村の西隣。現東吾妻町泉沢。

③0 【奥田村…おくだむら】吾妻郡の内。当時、旗本土屋氏領。五町ごちよう田村だの西隣。現吾妻郡東吾妻町奥田。

③1 【申越…もうしこす】手紙や使者などで言って寄こす。手紙をやる。伝え知らせる。

③2 【川戸村…かわどむら】吾妻郡の内。当時、旗本四氏の相給。金井村の西隣。現吾妻郡東吾妻町川戸。

③3 【差遣し…さしつかわし】差遣さつせんす。差し向けて遣わす。派遣する。

③4 【都合…つごう】合計。ひっくるめて。

③5 【制札…せいざつ】禁令の箇条を記して、路傍ろぼう。または神社の境内などに立てる札。立て札。

## 《内容解説》

今回の文書部分は、寛政一一年四月一六日朝辰の下刻（午前八時四〇分頃）、吾妻郡岩井村・名主田中忠左衛門宅に同時に届いた書状類の書写である。金井宿問屋らが予想した通り、「御先触一同」になった。記載順に記すと、①四月一五日夜、金井宿で認め直した「御本紙御先触」、②四月一三日夜、最初の宿泊地・鴻巣宿で、先触に書き落としたこと（下宿十二軒の準備が必要なこと）を認めた「追触」、③江戸出立二日前の四月一日に、幕府の道中伝馬役・高野新右衛門が認めた「添触」、④四月一五日夜、金井宿で認め直した「泊附」、⑤四月一六日、岩井村で昼食を済ませた佐渡奉行一行を送り出し、その後田中忠左衛門が記した覚書おぼえがきである。

①の認め直した先触は、A・四月一五日に金井宿へ到着したが、本関所先の吾妻川が満水なので、万年橋を廻り明日は原町泊、その後須川宿へ通行する、B・明日一六日は、明け六ツ時（午前六時頃）に金井宿を出立するので、沿道の村々は人馬を滞り無く差し出し、御定めのお賃金を請け取るように、C・別紙泊り付の書状を差し越す、差し迫った通行になるが、村役人が相談し、人馬を差し支え無きよう頼む、D・須川宿より先の三国通り（三国街道）は、先日の先触通りに心得るように、という内容であった。

②の「追触」には、一昨日四月一日差し出しの先触の別紙「泊付書付」に家臣たちが宿泊する下宿軒数の書き落としがあった、本陣の他に下宿十二軒の用意が必要なので、宿泊予定の宿々で支障の無いよう手当てすべし、宿割り担当者が、各宿へ、この書状が到着次第話し合うべし、とある。

③「添触」には、御先触一通・御印鑑四十枚・御印鑑請取帳面一冊が箱入りであり、書面の通り用意するように、などと記されている。「御印鑑写」は、山本伊予守家臣三名のものであったが、岩井村名主の田中忠左衛門は急なことなので一名の名前を失念した、

と記している。

④の変更「泊附」は、四月一六日原町泊、翌一七日須川着、四月二〇日寺泊泊と記され、当初の予定より二日遅れになったことがわかる。また、本陣の上下三〇人余りの支度たくの他、下宿一二か所の仕度あいたいをすること、請負方の者六〇人程の支払いは相対で自分払いであり、計九〇人余りの宿泊の仕度あいたいをすること、などとある

⑤の覚書は、A…四月一六日明け七ツ時分（午前四時頃）、植栗村年寄惣兵衛が岩井村名主・田中忠左衛門宅へ来て、金井村・岩井村・植栗村の三か村最寄りの御継ぎ送りを相談、同日朝五ツ前（午前八時前）、植栗村名主・与市が田中忠左衛門へ、小泉村・和泉沢村・新巻村・奥田村四か村最寄りの新巻村で継ぎ立てるべきである、こちらの村々の人馬を新巻村へ差し遣わすので、川戸村まで継いでほしい申して来た（新巻村承知）。結局、計七か村の人馬をもつて、新巻村から川戸村まで継ぎ送りをした、B…四月一六日辰ノ下刻（午前八時四〇分頃）、先触本紙を植栗村から受け取った時、佐渡奉行山本伊予守一行の先荷が岩井村御制札の所まで来ていたので、急ぎ西隣の金井村へ差し遣わした。金井村は、直ぐに川戸村へ送った。当岩井村で、御昼飯を召し上がると急に連絡してきたので、掃除などをした。御本陣付きの御役人たちは、皆この方（田中宅）へお出になつた、C…村方人足は二五〇人ほど・馬七五疋ほども入れたが、七か村で三〇〇人も出したので人足が少し余った、当岩井村が差し出したのは、人足五〇人ほど、馬一〇疋余りであった、と記している。

本文書は、各種触書写しの記載月日が前後し、一通り理解するのが容易ではない。しかし、金井宿問屋らの機転と三国脇往還（北国脇往還）沿い村々役人たちの素早く適確な対応で、無事に佐渡奉行一行を継立てたことが記されている。田中忠左衛門は、後々のために、この時の対応を克明に記録したものと考える。





伊能光雄家文書No.1454-16 近世後期の絵図、北国脇往還（三国脇往還）村々が朱で塗られている



いわびつ  
現在の万年橋と岩櫃山〔近世の万年橋は少し下流（右側）の低所にあった〕